

自己株式の法的地位に関する一考察

——コンプライアンスとの矛盾——

On Treasury Stock: Its Legal Status and Contravention of the Compliance

新井 龍

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

(2016年3月28日 受理)

一. はじめに

平成13年商法改正により保有目的での自己株式取得が認められた。平成13年商法改正前までは、株式会社は、原則として、自己株式を取得することができず、また、発行済株式総数の20分の1を超えて自己株式を質受することができなかった（平成13年改正前商法210条）。本条の趣旨は、自己株式の取得・質受によって会社の財産的基礎が害され、あるいは経営者の会社支配に利用されるといった弊害の発生を防ぐことにあった。このような弊害のない場合として、旧商法は、株式消却のための取得、合併または会社の営業全部の譲受による取得、会社の権利の実行にあたりその目的を達するために必要な取得、株式買取請求に応じる取得の4つの場合は、例外として自己株式の取得を許容していた（平成13年改正前商法210条）。それ以外でも、無償取得の場合は問題ないと解されていた（通説）。さらに、許容されて取得した自己株式であっても、長期間の保有によって弊害が生じるおそれがあるので、会社は、取得した自己株式を遅滞なく他に処分するか失効

させなければならなかった（平成13年改正前商法211条）。また、取得した自己株式については、会社は議決権を有せず（旧商法241条2項）その他の共益権も停止した。自己株式の取得制限に違反する株式の譲渡の効力については、一般的には、無効と解されるが（判例）、学説上は、会社名義での取得は無効であるのに対し、他人名義での取得では譲渡人が悪意でない限り無効とはならないとの見解（相対的無効説）が有力であった。

そして、平成13年改正により自己株式の取得は原則自由になり、定時総会の決議があれば目的にしばられず自己株式の取得ができることになった（旧商法210条1項）。

では、平成17年に新設された会社法でもこの自己株式の取得自由の原則は引き継がれているのだろうか。会社法155条では自己株式が取得できる場合を限定列挙しているため、自己株式の取得は原則自由ではないようにも見える。しかし、155条3号から156条1項を見ると、平成13年改正前の条文とほぼ変わらず、株式会社と株主との合意の自己株式の取得であれば株主総会の決議があればできるので、平成17年改正後も自己株式取得は

原則自由であると考える。

保有目的での自己株式取得が原則自由であるから、会社が大量の自己株式を継続的に保有することができる。そこで、会社の保有する自己株式（金庫株）の法的地位について検討する。

二. 自己株式取得規制

1 総論

自己株式の取得とは、会社が自己の発行済株式を取得することである。この場合、株主との合意による取得と特殊な自己株式取得事由に基づく取得の2通りがある。

株主との合意による取得は弊害を生ずるおそれのある行為であるから、自己株式取得についての規制や制限が必要である。しかし、一方で、自己株式取得規制は、株主から見れば、株式譲渡の相手方として株式発行会社を選択することができなくなり、株式譲渡自由の原則への制約となる。

2 自己株式取得の弊害～自己株式取得規制の必要性～

(一)資本金・準備金を財源とする取得は、株主への出資払戻と同様の結果を生じ会社債権者の利益を害する

自己株式の財産的価値は、換金されて始めて財産的価値が出るものであり、自己株式として保有することは財産的基礎を害する危険性がある。具体的には、自己株式の取得は、株主に会社財産による投下資本の回収を実質的に認めたことになり、株主への出資払戻になり財産的基礎を害する危険性がある。特に赤字の会社にあつては、会社債権者のために会社財産として確保されるべき財産が株主に渡り、代わりに、観念的な権利としての株式が残されるということになってしまう。さらに、黒字の会社でも、剰余金分配可能額にあたる財産で自己株式を取得する場合には、会社債権者のために確保すべき財産は残されているけれども、会社の財産として保有して

いる自己株式は、会社の財産によって支えられた換金価値が反映しているものにすぎないから、会社の業績が悪化することにより、自己株式の財産的価値も減少し、そのことにより会社財産の全体の価値も減少することになる。このように通常の財産よりもその価値的減少という点において自己株式は二重に危険な財産と言える。

(二)株主相互間の投下資本回収の機会の不平等

会社経営者が会社との関係の深い株主だけから、自己株式を取得し、そういう株主のみ有利な投下資本の回収の道を与えるような場合には、株主平等原則に違反する。

(三)反対派株主から株式を取得することにより取締役が自己の会社支配を維持する等、経営を歪める手段に利用される

会社自身が株主となることは民法上の混同（民法520条）であり、会社自身が株主ということは、その議決権行使は、経営者自身が行なうということになる。この場合の経営者は一切個人財産による出資をすることなく、議決権を行使することになり、正当な議決権行使とはいえない。

また、経営者支配の弊害を招くことになる。そこで、会社法は、自己株式については、議決権を停止させている（308条2項）。しかし、自己株式を取得することによる議決権行使はできないといっても、流通している株式数を減少させることにより、敵対する株主の株式取得の機会を奪ったり、議決権が使える株式数を減少させることによって、会社支配に必要な株式数が少なくて済む。このような不公正な会社支配に利用される危険性がある。

(四)相場操縦、インサイダー取引等に利用される

自己株式の取得は、流通する株式数を減少させることになるから、株式市場における需給のバランスを意識的に崩すことができる。したがって、株価の上昇や維持のために利用することができる。このような相場操縦に利

用される危険性があり、取締役のストック・オプションが採用される場合には、相場操縦の危険性は高い（金融商品取引法 159 条～167 条）¹⁾。

3 株式譲渡自由の原則との関係～自己株式取得規制の許容性～

株式会社においては退社・払戻は認められず、これは株主が株式譲渡の相手方に株式発行会社を選べないという禁止原則として表れ、株式譲渡自由の原則の例外となり、株主の権利を制限することになる。

そもそもは退社・払戻の禁止により必要とされた株式譲渡自由の原則が、退社・払戻の禁止原則によって制約を受けるということは、退社・払戻の禁止の原則が、株式譲渡自由の原則より、より株式会社法の本質的原則であることを意味する。

しかし、株式譲渡自由の原則が制限される場合には（実質的に投下資本回収権の保障となっていない場合と直接的に譲渡自由が制限されている場合）、例外的に、退社・払戻禁止原則が緩和される。また、株主としての権利としては退社・払戻が禁止されていても、脱法行為的に退社・払戻が行なわれる場合にも、逆の意味で規制が必要となる。

このことは、譲受人が会社自身であることから、会社法としては、自己株式の取得に対する規制として規定されている。

三. 自己株式の法的地位

1 総論

会社が適法に取得した自己株式は当然に消滅するものではなく、消却されない限り自己株式は存続し、さらに第三者に譲渡できることは認められていたが、会社が保有している間の自己株式がどのような法的地位を有しているかは理論的に困難なものであり、実際的にも重要な問題である²⁾。自己株式は有価証券としての面と社員関係の面の二面的性格を持っており、どちらに重点をおくかにより結

論が異なってくる³⁾。そこで次の3つの学説により争われてきた⁴⁾。

第1は、有価証券の面を強調する立場であり、会社は完全な株主権を取得し、自ら自己の株主としてあらゆる個々の権利を有し、それを行使できると解する⁵⁾。

第2は、社員関係の面を強調する立場であり、会社が同時に自己の社員になれないことを理由として、会社は自己株式に基づくいかなる権利をも有せず、株主権は全面的に行使できないと解する⁶⁾。

第3は、理論構成は様々であるが、基本的には第2の立場に立ちつつ、議決権などの共益権は休止するが（旧商法 241 条 2 項）、利益配当請求権などの自益権は行使できると解する⁷⁾。

2 共益権

平成 17 年改正前商法では、共益権の内容は、自己株式について議決権が停止することは、明文で定められている（旧商法 241 条 2 項）。実質的には、その部分は、払い戻されて、本当の投資者としての株主がいないわけであるから、投資に応ずる発言権を与える余地はなく、もし与えれば取締役の支配権を強化するだけである。この点は、他人名義で会社の計算で株式を取得された場合も同様であり、会社はもちろん、名義人も議決権を行使できないものと解すべきである。いずれの場合も議決権を行使すれば、決議取消の原因となり（旧商法 247 条）、また株主は取締役の決議権行使を差し止められる（旧商法 272 条）。さらに、議決権以外の共益権も行使できないことは、一般に認められている⁸⁾。

会社法では、共益権の内容は、議決権は有しない（308 条 3 項・325 条。旧商法 241 条 2 項参照）のはもとより共益権を行使できない。会社が自己株式に基づいて共益権を行使するのは背理だからである。会社以外の者の名義で取得した場合には、会社も名義人も議決権等を有しない⁹⁾。

3 自益権

(一)利益配当請求権

基本的には社員関係の面を強調する立場に立ちつつ、議決権などの共益権は休止するが、利益配当請求権などの自益権は行使できると解する立場から、商法が議決権の休止について明文の定め(旧商法241条2項)を設けながら、利益配当請求権についてなら規定していないこと、および自己株式も会社が有する他の会社の株式と同様に会社の資産として見る立場から、会社は自己株式につき利益配当請求権を有すると解している。もっとも、会社は現実に配当を受領できるとし、それを他の株主に割当ててより高率の配当をすることは必要がないとする説と、現実の請求は出来ず、会社財産として留保され、次年度に始めて株主に配分されるとする多数説とがあるが、いずれにせよ、実際上は帳簿上の関係にすぎないとされる¹⁰⁾。これに対しては有力な反対説があり¹¹⁾、論拠としては、自己株式は株主の権利が休止した株式と解すことや、会社が自己株式についての利益を受けるとしても、その配当された利益は究極的には会社以外の株主に帰属すべきものであり、かつそれが再び会社の利益として計上されるとすれば、その部分は、まず配当可能利益として、さらに受取配当金として二重計上され、会社の利益計算についての投資者に誤解を生じさせてしまう、などがあげられている¹²⁾。これらの有力説によれば、自己株式に対する配当部分を剰余金として積み立てて次期に繰り越すか、または利益金として他の株主の利益配当分に組入るかは、会社の配当政策の問題となる¹³⁾。

(二)剰余財産分配請求権

会社は自己株式につき剰余財産分配請求権を有しない(通説)。社員関係の面を強調する立場であり、会社が同時に自己の社員になれないことを理由として、会社は自己株式に基づくいかなる権利をも有せず、株主権は全面的に行使できないと解する場合には当然で

あるが、仮に自己株式に剰余財産分配請求権を肯定しても、剰余財産の会社への割当は、会社の剰余財産として再び会社を含む全株主に配分され、理論上際限なくこの手続きが繰り返され清算を終了することが出来なくなってしまう不条理な結果となるからである。

会社法では、剰余金配当請求権(453条括弧書・454条3項括弧書。旧商法293条参照)および剰余財産分配請求権(504条3項括弧書)も有しない。全部取得条項付株式の取得に際して会社自身に対して取得対価を割当てては出来ず(171条2項括弧書)、また、取得条項付株式の場合には、一定の事由が発生しても、会社には対価は交付されない(170条2項括弧書)。

(三)株式配当

株式配当を利益配当の一種とみる立場では、自己株式の有価証券の面を強調し、その利益配当請求権を肯定するとともに、とくに高率の株式配当は株価を下落させるから自己株式の売却に支障が生じることを実質的理由として、会社は株式配当を受ける権利があると解する説)と、株主としての権利は全面的に休止するとする立場、株式配当と株式分割の異質性を強調し、金銭配当に準じて取り扱おうとし、かつ会社の自己株式については利益配当を生じないとする立場に立ち、商法が自己株式の保有を一時的なものとしその早期の処分を促すこと(旧商法211条)を実質的理由としてこれを否定する説¹⁴⁾と、自己株式も発行済株式である点は他の株式と同様であって、流通の過程で会社に取得されたものであり、かつ株式配当は株式の分割であると解して、それまでの自己株式の換価価値維持のために会社はこれを受けると解する説が有力である¹⁵⁾。株式配当を利益配当の一種と解すれば多数説に傾くが、株式配当は株式分割の実質を有しているとみることができ、このように解すれば自己株式に対する株式配当の可否は利益配当請求権が行使できるか否かとは無関係となる。自己株式を発行済株式とみ、こ

れを会社が有価証券として保有することを認める限り（通説）、自己株式に対する株式配当は可能と解すべきである¹⁶⁾。

株式配当は、現金配当の例外として、金銭に代えて新株を株主に配分するものと捉えられていた（配当可能利益の資本組入れと新株の配付が不可分なものとされた）が、平成2年改正では、配当可能利益の資本組入れによる資本増加と新株の追加発行と切り離され、株式配当は配当可能利益の資本組入れと株式分割とした。したがって、会社法にはない¹⁷⁾。

四 株式分割・準備金の資本組入による新株発行

準備金の資本金組入による新株発行（なお、額面超過額の資本組入〔旧商法 293 条ノ 3 ノ 2〕による新株発行の時も同様）の場合には、会社が保有する自己株式につきこれらの新株を受けるか否かについては、学説が分かれる。自己株式は株主の権利が全面的に休止した株式であること、または、自己株式の原始取得は認められないと解すべき論拠として、これを否定する説¹⁸⁾、自己株式に対しては、株式分割、無償交付による新株の割当をすることを要しないが、その割当をすることも差支えないと解する説¹⁹⁾、株式配当を利益配当の一種とみる立場では、自己株式の有価証券の面を強調し、その利益配当請求権を肯定するとともに、とくに高率の株式配当は株価を下落させるから自己株式の売却に支障が生じることを実質的理由として、会社は株式配当を受ける権利があると解する説の立場から肯定する説、準備金の資本組入による新株発行は実質的には株式分割といえること、および処分の対象としての自己株式の価値を維持するために、自己株式につき株式分割、無償交付による新株の割当を肯定する説²⁰⁾などがある²¹⁾。

法定準備金の資本組入れによる新株発行は一般的には無償交付と呼ばれていたが、平成2年改正により、法定準備金の資本組入れと新株発行の追加とは切り離され、準備金の資本組入れと株式分割とした²²⁾。

会社法では、それまでは他の種類の株式を無償で交付することを「株式分割」とされていたが、他の種類の株式を無償で交付することを「株式分割」に含めることに対して疑問が生じたことから、会社法は、「株式分割」を同じ種類の株式数を一律増加させる制度として捉えた（183条）。そして、これとは別に、無償で持株比率に応じて株式（同じ種類でなくてもよい）を割当てる制度を「株式無償割当て」として整理した。その結果、同じ特定の種類の株式を一定の割合で増加させる場合のみを株式分割（184条1項括弧書）、減少させる場合のみを株式合併（182条括弧書）として規制した²³⁾。

合併・会社分割の際に消滅会社・分割会社が有する自己株式に存続会社・承継会社の株式を割当てることは「自己株式につき残余財産分配権、配当請求権が認められないこととの平仄から」認められないし、存続会社等が有する消滅会社等の株式（いわゆる抱合わせ株式）に存続会社等の株式を割当てることは、「自己株式に対する新株発行が認められないこととの平仄から」²⁴⁾認められない（749条1項3号括弧書・3項括弧書・753条1項7号括弧書・Ⅲ括弧書・763条5号括弧書・765条1項5号括弧書）、この理は、株式交換の際に完全親会社が有していた完全子会社の株式に対する株式の割当ても当てはまる（768条1項3号括弧書・3項括弧書）。株式分割・株式合併の効果は、明文の除外規定が定められていない。これは、立法過程において、見解が対立し、結論を得るに至らなかったことによる。解釈に委ねられているが、効果が及ばないと自己株式の換価価値に変動が生ずるので、自己株式にも効力は及ぶと解する従来の学説の多数説を前提としつつ、明文で否定する規定が設けられなかった以上、自己株式にも及ぶとする説²⁵⁾、自己株式を対象に含めるか否かには会社の自治が認められるとする説、株式分割は会社の自治に委ねることが出来ないとする説²⁶⁾、2001年の改正で評価損の問題がなくなったので、株式の分

割・合併の効果は自己株式に及ばなくなったとする説とが対立している²⁷⁾。

伍新株引受権

会社が株主に新株引受権を与えて新株を発行するいわゆる株主割当有償増資（280条ノ21項5号）の場合（なお、いわゆる有償無償抱き合わせ増資〔280条ノ9ノ2〕の場合も含む）に、会社は自己株式について新株引受権を有すると解するのが、従来の通説である。これに対し、新株引受権が財産権たる性格を有し、これを認めないと新株発行に際し株価が下落し、自己株式の処分により損失を蒙る、としてこれを肯定する説、新株引受権は譲渡しうるからその取得は可能であり、かつ新株引受け権者に対し公正な発行価額以下で新株を発行すれば、従前の持分は公正価額と発行価額との差額だけ水割りされ持分の分割と同じ要素があるとして、その換価価値維持のためにこれを肯定する説²⁸⁾とがある。自己株式の原始取得が認められるかが問題となりうること、会社が引き受けた新株につき自己の資金を払い込むとすれば会社資本の充実が実現されない点を考慮すれば通説にも理由があるが、しかしそのように解すると、株主割当有償増資の場合には、自己株式の時価は下落し、会社がこれを処分しても少額の対価しか入手できないこととなるので、この難点を考慮すると後説のように自己株式について新株引受権を肯定し、それを譲渡すべきであると解するのが妥当といえる²⁹⁾。

会社法では、株主割当てによる募集株式・新株予約権の発行の場合（202条2項括弧書・241条2項括弧書）および株式・新株予約権の無償割当ての場合にも（186条2項・278条2項）、会社は割当てを受ける権利を有しない。会社は新株予約権を行使して株式を原始取得することはできない（280条4項）³⁰⁾。

4 株主の出資義務

有価証券の面を強調する立場であり、会社

は完全な株主権を取得し、自ら自己の株主としてあらゆる個々の権利を有し、それを行使できると解する立場、基本的には社員関係の面を強調する立場に立ちつつ、議決権などの共益権は休止するが、利益配当請求権などの自益権は行使できると解する立場では、理論上株主の出資義務も存しうるが、實際上混同の法理により消滅し、または帳簿上の振替があるにすぎない。

社員関係の面を強調する立場であり、会社が同時に自己の社員になれないことを理由として、会社は自己株式に基づきいかなる権利をも有せず、株主権は全面的に行使できないと解する立場ではこの義務も存しない。

いずれにせよ、株金全額払込済主義（34条1項、63条1項、208条1項・2項）の下では問題はない³¹⁾。

四. むすびにかえて

わが国では、自己株式取得を認める必要が出てきた度ごとに、例外的取得許容事由を追加するという方法が取られていた。一方、アメリカでは、自己株式の取得は原則として自由であり、特に現在一般的である資本制度を廃止し、配当と自己株式の取得を分配という概念で統一し、両者を同一の規制のもとに置くという方法がカリフォルニア州で最初に導入されている³²⁾。そして、旧商法210条は様々な改正を辿り、わが国においても自己株式の取得は自由となった。

今回、自己株式について、自己株式が取得されて会社がそれを保有している場合の自己株式の法的地位はどのようなものかについて検討してきた。

平成13年改正前は、自己株式の取得は原則禁止であり、例外的に自己株式取得を認めていた。しかし、改正により自己株式の取得は原則自由になった。平成17年改正で成立した会社法でもこの原則は引き継がれていると考える。

一見、これは資産説の考え方を採用したも

のにも見える。しかし、資産説の立場に立つと自己株式取得に財源規制がかけられていることに矛盾が生じてしまう(461条・464条)。なぜなら、自己株式がただの換価価値がある財産の一種にすぎなければ、財源規制をかける理由がないからである。それでは、平成13年改正によって自己株式の取得が原則自由になったのにも関わらず、なぜ財源規制が存在するのであろうか。それは、取得「自由」の意味が自己株式取得の「目的」の制限をなくし、特殊な目的がなくても自己株式の取得ができるようになっただけのことであると考え(旧商法210条)。換価価値がある財産の一種として自己株式の取得自体が全て自由であれば財源規制の必要もなく、自己株式が買い放題になっているべきである。そのようになっていないのは、やはり自己株式の取得自体が全て自由になったわけではないからである。

一方、資本控除説の立場に立って考えると、自己株式の取得は資本の払戻しだと考えることになる。自己株式の取得が、資本の払戻しであるならば、本来であれば資本維持の原則に反することになり、認められないはずである。

しかし、現在の会社法の下では自己株式取得の対価として会社が株主に交付する金銭等が分配可能額の範囲内に限定されていることで(461条2項)資本を減らさずに自己株式を取得することが可能である。

そもそも、自己株式の取得を資本の払戻しだと考えると、自己株式の取得が認められるのは、株式消却の場合か会社合併の時のみとなる。しかし、資本を減少させることなく自己株式を取得するのであれば、資本維持の原則に反しない。

このようにして自己株式の取得を認めることにより、次は、取得した自己株式の法的地位がどのようなものなのかが問題となる。

自己株式の取得について資本控除説から考えると、取得した自己株式は消却されることになるから自己株式の法的地位は問題になら

ないはずである。しかし、上記でみたように、資本を減らさずに、つまり、株式消却を目的としないで自己株式を取得することが可能であるから、消却されない自己株式の法的地位が問題となる。これについては、自分に対する権利を自分自身で取得することにより、その権利は混同で消滅するので(民520条)、自益権も共益権も消滅すると考える。

現在の会社法における自己株式に関する制度については以上のように考えるが、しかし、ここで一つ問題が残る。そもそも株式会社は、少しずつたくさんの人から出資してもらい会社財産を形成し、会社の活動で利益をあげ、あげた利益を株主に配当するという会社である。それなのに、平成13年改正以前に認められていた自己株式取得が認められる特殊な事由があるわけでもないのに、自己株式を取得するという事は、特定の株主に配当以外の利益供与をすることになり株主平等の原則に反すると考える。そして、その時に他の株主全員が株式の買取を請求してきた場合は、到底分配可能額だけでは払いきれないという問題がある。さらには、分配可能額の範囲内で株主全員の株式を取得できたとしたら、発行済株式全てが自己株式となり、株主権を行使できる株主がいなくなってしまう。

このような問題がある以上、原則自己株式の取得を認めるべきではないと考える。

現在の会社法の下では自己株式の取得は原則自由であるから、会社が自社発行の株式を取得することは何ら法令に違反するものではない。しかし、自己株式の取得および保有が多くなれば多くなるほど、会社の財産的基盤が危うくなる。これは、法令遵守(コンプライアンス)をしていても、むしろ、法令遵守をすることで、株式会社における退社・払戻禁止の原則や資本維持の原則には違反しているからである。コンプライアンスを闇雲に進めるのではなく、遵守する法律が遵守しても良いのか、そうではないのかをまず検討しなければならないと考える。

【註】

- 1) 池野千白『現代会社法入門（三訂版）』（一橋出版株式会社 2005）53-54 頁
- 2) 豊崎光衛「自己株式の取得」田中耕太郎編『株式會社法講座 第二卷』（有斐閣 1956）620 頁
- 3) 矢沢惇『企業法の諸問題』（商事法務研究会 1981）208 頁
- 4) 豊崎 前掲2） 621 頁
- 5) 大森忠夫「自己株式の取得（二・完）」法學論叢第 29 卷第 6 號 946-947 頁（1923）
- 6) 大森 同上 948-949 頁
- 7) 蓮井良憲「自己株式の取得・質受」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版 注釈会社法（3）株式（1）』（有斐閣 1990）251 頁
- 8) 矢沢 前掲3） 209 頁
- 9) 泉田栄一「第 4 節 株式会社による自己の株式の取得」奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法 1』（日本評論社 2010）282 頁
- 10) この場合の会計処理につき、損益計算書に営業外収益として計上さるべきではなく剰余金計算書の「その他の利益剰余金増加高」中に自己株式の利益配当たることを明示して掲記するのが適当であると指摘されている。山村忠平「自己株式の会計上の処理」商事法務 78 号 40 頁（1957）
- 11) 大森 前掲5） 961 頁
- 12) 矢沢 前掲3） 209 頁
- 13) 蓮井 前掲7） 251 頁
- 14) 豊崎 前掲2） 628 頁
- 15) 矢沢 前掲3） 210 頁
- 16) 矢沢 同上 213 頁
- 17) 西尾幸夫「自己株式の取得・質受」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版 注釈会社法（3）株式（1）』（有斐閣 1990）326 頁
- 18) 豊崎 前掲2） 626 頁
- 19) 大隈健一郎・今井宏『会社法論 上卷（第 3 版）』（有斐閣 1991）376 頁
- 20) 矢沢 前掲3） 210 頁
- 21) 蓮井 前掲7） 253 頁
- 22) 西尾 前掲17） 327 頁
- 23) 相澤哲＝豊田佑子「株式（株式の合併等・単元株式数・募集株式の発行等・株券・雑則）」商事法務 1741 号 17 頁（2005）
- 24) 「会社法制の現代化に関する要綱試案 補足説明」第 4 部・第 3・3
- 25) 神田秀樹『会社法（第 11 版）』（弘文堂 2009）98 頁
- 26) 藤田友敬「自己株式の法的地位」小塚莊一郎・高橋美加編『落合誠一先生還暦記念 商事法への提言』（商事法務 2004）
- 27) 泉田 前掲9） 282 頁
- 28) 矢沢 前掲3） 210 頁
- 29) 大隈・今井 前掲19） 376 頁
- 30) 泉田 前掲9） 282 頁
- 31) 蓮井 前掲7） 255 頁
- 32) 小林量「自己株式の取得制限〔210 条〕」大井文夫編『法学教室 2 月号』（有斐閣 2000）10-13 頁